

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和7年12月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (m ²)	指定年月日
三条市立図書館	三条市元町11番6号	学習ホール	300.00	令和7年12月4日